

# 総務文教常任委員会記録

令和2年4月24日

【開催日】 令和2年4月24日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時50分～午前11時18分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	税務課長	矢野 徹
税務課課長補佐	大井 康司	税務課収納係長	福田 建司
税務課市民税係長	山口 大造	税務課固定資産税係長	藤澤 竜

【事務局出席者】

事務局次長	石田 隆	議事係長	中村 潤之介
-------	------	------	--------

【審査内容】

- 承認第3号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について  
(税務)
- 承認第4号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について  
(税務)

---

午前10時50分 開会

---

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。それでは最初に、総務部長の川地部長、よろしくお願

いたします。

川地総務部長 おはようございます。総務部長を拝命いたしました川地諭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 続きましてお願いいたします。

矢野税務課長 この度、4月1日に税務課長を拝命いたしました矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

福田税務課収納係長 おはようございます。同じく税務課収納係係長として4月1日から配属されております、福田と申します。よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは、自己紹介が終わりましたので、付議事項の1番に移りたいと思います。承認第3号について、執行部の説明をお願いいたします。

矢野税務課長 それでは、承認第3号山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について御説明いたします。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和2年3月31日に専決処分を行ったものであります。お手元に資料としまして「山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例、山陽小野田市都市計画税条例、専決処分の概要」をお配りしておりますので、こちらに沿って御説明させていただきます。今回の改正の主な内容としましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、使用者を所有者とみなす制度の拡大、現に所有している者の申告の制度化の措置が講じられました。第54条の関係ですが、使用者を所有

者とみなす制度の拡大につきましては、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとなりました。第74条の関係ですが、申告の制度化につきましては、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとなりました。また、税負担の軽減措置として、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置等の創設、新築住宅に係る課税の減額措置を2年延長などの措置が講じられました。このほか、改元対応、条項のずれ等、所要の改正を行うものです。以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員より質疑を受けます。

伊場勇副委員長 第54条第5項の「調査を尽くしてもなお」というところなんですけれども、その基準はどういったものなんでしょうか。

矢野税務課長 基本的には戸籍調査になります。基本的には法定相続人になるのですが、それが多岐にわたる場合等については、各市町村にわたって戸籍の附票の要求等をしながら順次追って、相続人を選定するといった作業になります。

山田伸幸委員 以前、実際にあった例なんですけど、ため池とため池周辺の道路のときに、所有者と使用者が随分変わっているという場合に、非常に調査で困難を極めるということで、なかなかため池の処分ができなかったという例があるんですけれど、今でも、そういった登録者が多数いる場合というのが残っているんでしょうか。

矢野税務課長 現在、5月に固定資産税の納税の帳票を送るようにしておりますが、その中で、今調査中も含めて80数件不明なものがあります。

笹木慶之委員 説明の後尾のところにあるんですが、現に所有しているものの申告の制度化、これはええんじゃないけど、その後、「浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の減額措置の創設」というのがありますが、これをちょっと説明してください。

矢野税務課長 まず、浸水被害軽減地区というのが、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として、水防管理者が指定した地区です。水防管理者っていうのが山陽小野田市は市長に当たりますが、水防法に基づいて指定されるものとなります。想定される区域としてしましては、洪水浸水想定区域内の区域であって、帯状の盛り土構造物が存する土地の区域となっております。現在、日本全国の中で1か所ほど指定されているところがあります。国土交通省としては、数箇所想定はしているということではありますが、全国で1か所が今指定されているという状態です。

笹木慶之委員 そうしますと、本市にはこの該当がないということですね。

矢野税務課長 今、現在はございません。

笹木慶之委員 この説明の中には書いてありませんが、この議案書の中の附則の1項を加えてある部分、軽自動車税に関する経過措置の部分です。ページを打っていないから分からんけど、第3条の削除の次に附則に次の1条を加えるということで、軽自動車税に関する経過措置というのがあります。それをちょっと説明してください。

河野朋子委員長 どの部分をですか。3条の全てですか。

笹木慶之委員 1条を加えたことを説明してくださいと言っています。だから、附則の第5条と第5条の第2項もあると思います。

河野朋子委員長 答弁できますか。少し休憩を取りましょうか。休憩は15分ぐらいで大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、15分から再開します。すいません、休憩します。

---

午前11時2分 開会

---

---

午前11時15分 開会

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。先ほどの笹木委員の質疑に対して、答弁をお願いします。

矢野税務課長 大変失礼しました。附則に次の1条を加えるということで、第5条につきましては、前回改正時に改正しておくべきものが漏れておったため、今回、改正するものとなります。

笹木慶之委員 それは分かりましたが、第5条の第2項で、元年10月新条例の規定中うんぬんとあって、それが令和2年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用するという。この関連はいいんですね。答弁してください。

河野朋子委員長 その部分については差し障りがないのかっていう質問ですけど、いいですか。

矢野税務課長 差し障りはございません。

笹木慶之委員 そうしますと、課税に対する問題は何ら起こらなかったということですね。

矢野税務課長 はい、大丈夫です。

河野朋子委員長 はい、確認が終わりましたので、ほかに質疑があれば。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、本議案について採決します。本議案に承認の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。続きまして、承認第4号について説明をお願いします。

矢野税務課長 それでは、承認第4号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分につきまして、概要を御説明いたします。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和2年3月31日に専決処分を行ったものであります。先ほどお配りした資料を基に御説明します。今回の条例改正の主な内容としましては、条ずれ、項ずれ、改元による整理等の所要の改正と併せまして、浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の軽減措置の創設等に伴い改正するものです。御審査のほど、よろしくをお願いします。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論もないということで、本議案について採決します。本議案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は承認すべきものと決しました。以上で審

査を終わります。以上で委員会を閉会します。お疲れ様でした。

---

午前 11 時 18 分 散会

---

令和 2 年（2020 年）4 月 24 日

総務文教常任委員長 河野 朋子